

理容所・美容所開設者の手引き

長崎県西彼保健所

担当：衛生環境課 食品薬務班

〒852-8061

長崎市滑石1丁目9-5

TEL 095(856)0693

FAX 095(856)0692

目 次

1	理容所・美容所開設までの流れ	1
2	理容所・美容所の基準	2
3	理容所（美容所）開設手続きについて	4
4	開設後の届出等について	5
5	理容師・美容師免許証について	7
6	開設後の衛生管理	8
7	消毒方法	9

（改訂履歴）

令和3年1月15日 初版

令和3年4月30日 第2版

1 理容所・美容所開設までの流れ

事前相談

手続きをスムーズに進めるために、構造設備等について工事施工前に、設計図面等をご持参のうえ、事前にご相談ください。

来所される場合は、事前に連絡をしていただくと、相談がスムーズです。



開設届の提出

開設予定日の10日から14日前までに、必要書類を添えて申請してください。

施設検査の日程を調整します。



施設の検査

施設が完成し、開店できる状態になりましたら、保健所の環境衛生監視員が、面積・設備等について検査に伺います。

不適事項があった場合は、改善されるまで営業はできませんので、営業開始日まで余裕を持って、検査が受けられるようにしてください。



確認済証の交付

確認済書が完成しましたら、保健所職員から連絡しますので、保健所まで取りにお越しください。

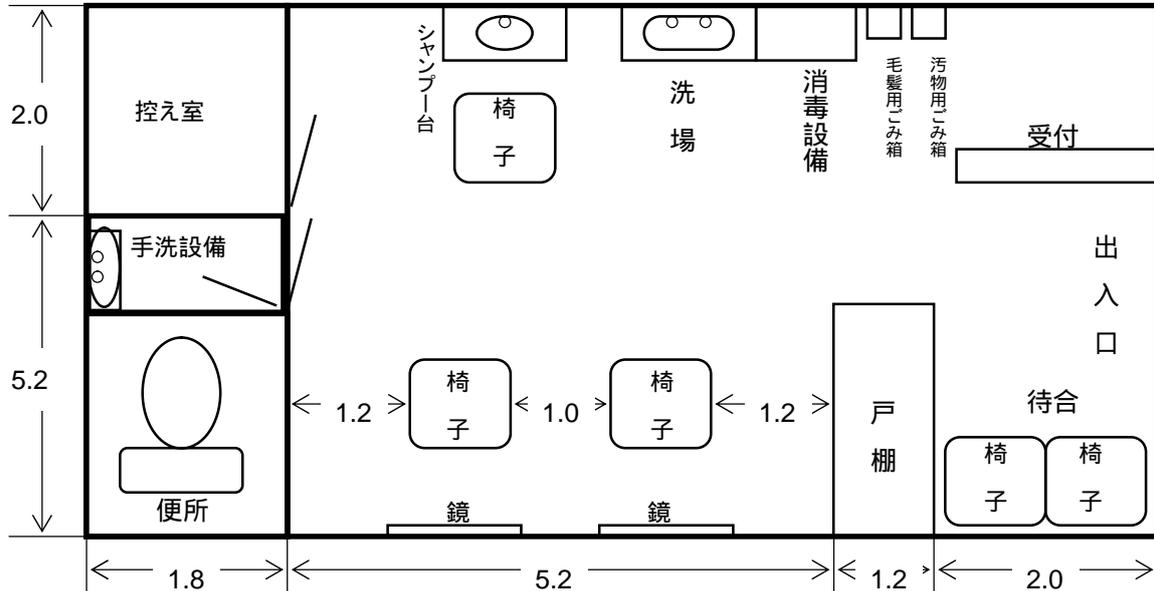


営業開始

営業開始後は、衛生関係法令を遵守し営業してください。

2 理容所・美容所の基準

(店舗図面の例)



項目	基準	根拠
消毒設備	消毒設備を設けること。 消毒方法参照	理法第12条 美法第13条
床及び腰板	コンクリート、タイル、リノリウム又は板等 不浸透性材料を使用すること。	理省令第25条 美省令第25条
洗い場	流水装置とすること。	〃
毛髪箱等の備付け	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	〃
採光及び照明	作業を行う場所の作業面の照度を100ルクス 以上とすること。	理省令第26条 美省令第26条
換気	所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立 方センチメートル以下に保つこと。	〃
区画	1 作業場及び待合所は外部と完全に区分する こと。 2 作業場は居室、便所等作業に直接関係のない 場所とは隔壁等により区画すること。	理条例第4条 美条例第4条

項目	基準	根拠
作業所の面積 (待合所を除く)	椅子1脚について6.6㎡以上とし、1脚増すごとに3.3㎡を加えること。	理条例第4条 美条例第4条
作業椅子の間隔	80cm以上とすること。	〃
作業椅子と側壁との距離	40cm以上とすること。	〃
作業椅子と待合所との距離	1m以上とすること。	〃
器具の区分	皮膚に接する器具類(1)については、消毒済みのものと未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等を備えること。	〃
便所 (設ける場合)	1 臭気の及ばない場所に設けること。 2 ねずみ族、昆虫等を防止できるものとする こと。(開閉可能な窓がある場合は網戸の設置 等) 3 防臭設備及び流水式手洗設備を設けるこ と。	〃
そ族昆虫の駆除	適宜、そ族昆虫等の駆除及び消毒を行い、常に 清潔に保つこと。(開閉可能な窓がある場合は網 戸の設置等)	〃
洗髪台	洗髪用の流水式の洗浄装置を設けること。	〃

1・・・皮膚に接する器具類とは、クッパ、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり
その他の皮膚に直接接触して用いられる器具をいう。

3 理容所（美容所）開設手続きについて

(1) 提出書類

理容所（美容所）開設届（様式第4号）

平面図

付近100m以内の見取図

理容師（美容師）の免許証又は免許証明書の写し

- ・免許証は、原本を確認します。

医師の診断書（理容所・美容所開設届用様式）（3か月以内のもの）

- ・従事する理容師（美容師）全員分の診断書が必要です。

<理容師（美容師）が2名以上在籍する場合>

管理理容師（美容師）の資格を証する書類

- ・資格を証する書類は、原本を確認します。

<開設者が外国人の場合>

住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

<開設者が法人の場合>

定款、寄付行為の写し、登記簿謄本等

- ・書類は、主たる事務所の所在地、法人名、代表者氏名等確認後、返却します。

(2) 手数料

- ・ 16,000円（長崎県収入証紙）

4 開設後の届出等について

開設届出事項を変更した場合

(1) 構造設備を変更する場合

理容所（美容所）開設届出事項変更届（様式第5号）

新旧の平面図

- ・場合によっては、新規での開設届が必要な場合がありますので、事前に保健所へご相談してください。

(2) 従事者を採用した場合

理容所（美容所）開設届出事項変更届（様式第5号）

理容師（美容師）の免許証又は免許証明書の写し

医師の診断書（理容所・美容所開設届用様式）（3ヶ月以内のもの）

- ・理容師（美容師）が2名以上となる場合は、管理理容師（美容師）の資格を証する書類が必要となります。

(3) 従事者が退職した場合

理容所（美容所）開設届出事項変更届（様式第5号）

(4) 管理理容師（美容師）を変更した場合（氏名を変更した場合も含む）

理容所（美容所）開設届出事項変更届（様式第5号）

管理理容師（美容師）の資格を証する書類

(5) 氏名、住所を変更した場合（法人の場合は、法人名、事務所所在地）

理容所（美容所）開設届出事項変更届（様式第5号）

- ・この場合の氏名の変更とは、改姓、改名した場合のことです。別の者に店舗を譲り渡したり、法人化したり、店舗自体が何も変わらなくても経営主体が別人格になる場合は、新規の開設届が必要となります。
- ・法人の場合は、定款、寄付行為の写しを添付してください。確認後、返却いたします。

(6) 名称を変更した場合

理容所（美容所）開設届出事項変更届（様式第5号）

理容所（美容所）を廃業した場合

理容所（美容所）廃業届（様式第6号）

検査確認済証（原本）

- ・ 検査確認済証を紛失した場合は、紛失届を添付してください。

理容所（美容所）を承継する場合

（1）地位を相続により承継した場合

理容所（美容所）承継（相続）届出書（様式第7号）

戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し（被相続人、相続人が確認できる内容であること）

相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所（美容所）の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

2部提出してください。

（2）地位を合併により承継した場合

理容所（美容所）承継（合併）届出書（様式第8号）

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

2部提出してください。

（3）地位を分割により承継した場合

理容所（美容所）承継（分割）届出書（様式第8号の2）

分割により承継された法人の登記事項証明書

2部提出してください。

理容所（美容所）を休業する場合

（1）引き続き30日以上休業する場合

理容所（美容所）休業届（様式第10号）

（2）引き続き30日以上休業したのち復業した場合

理容所（美容所）復業届（様式第11号）

5 理容師・美容師免許証について

- (1) 氏名又は本籍地を変更した場合、免許証を汚損、紛失した場合、死亡（失そう宣告）した場合、免許が不要となった場合等は、以下の施設へお尋ねください。

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

〒135-8507

東京都江東区有明3 - 7 - 2 6 有明フロンティアビルB棟9F

電話 03-5579-0911

6 開設後の衛生管理

理容所・美容所を開設した後は、以下のとおり衛生管理を行ってください。

項目	基準	根拠
衛生措置	1 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具（ 1 ）を清潔に保つこと。 2 皮膚に接する布片を客 1 人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客 1 人ごとに消毒すること。	理法第 9 条 美法第 8 条
作業衣	作業中は、作業専用の清潔な作業衣を着用すること。	理条例第 3 条 美条例第 3 条
マスクの使用	顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。	〃
蒸しタオル	蒸しタオルは、消毒済みのものを 1 回ごとに取り替えて使用すること。	〃
刈布及び首巻、枕当等	客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。	〃
そり毛用石鹸	カップ、そり毛用石鹸など客一人ごとに汚染するものは、客一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること	〃
消毒薬	必要に応じて適宜取り替えること	〃
爪及び手指	爪は常に短く、手指は作業前、客一人ごとに石鹸等で洗浄し、必要に応じて消毒すること。	〃
化粧品の使用	医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分に留意し、適正に使用すること。	〃

- 1・・・皮膚に接する器具類とは、クoppa、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具をいう。
- 2・・・その他、「理容所及び美容所における衛生管理要領（厚生労働省）」を参考に衛生管理を実施すること。

7 消毒方法

かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

種類	消毒方法
煮沸消毒器による消毒	沸騰してから 2 分間以上煮沸します。
エタノールによる消毒	76.9v/v% ~ 81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)中に 10 分間以上浸します。
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1,000ppm)中に 10 分間浸します。

以外の器具

種類	消毒方法
紫外線照射による消毒	紫外線消毒器内の紫外線灯より $85 \mu w / c m^2$ 以上の紫外線を連続して、20 分間以上照射します。
蒸し器などによる蒸気消毒	80 をこえる蒸気に 10 分間以上触れさせます。
エタノールによる消毒	76.9v/v% ~ 81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふきます。
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.01% ~ 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100 ~ 1,000ppm)中に 10 分間以上浸します。
逆性石ケン液による消毒	0.1% ~ 0.2%逆性石ケン液(塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム)中に 10 分間以上浸します。
グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒	0.05% グルコン酸クロルヘキシジン液中に 10 分間以上浸します。
両性界面活性剤による消毒	0.1% ~ 0.2%両性界面活性剤液(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)中に 10 分間以上浸します。

樣 式

理容所開設届

年 月 日

保 健 所 長 様

営業者 住 所 （法人の場合は、所在地）
氏 名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）

次のとおり開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

1	理容所の名称		電話番号	
2	理容所所在地			
3	管理理容師	氏 名	免許番号又は登録番号	
		住 所		
4	理容所の構造設備概要			
5	管理理容師	氏 名	免許番号又は登録番号	
	以外の理容師	氏 名	免許番号又は登録番号	
6	従業者 (理容師を除く)	氏 名	氏 名	
		氏 名	氏 名	
7	施行規則第19条第1項第6号該当の有無	有 無	(医師の診断書を添付すること。)	
8	開設予定年月日	年 月 日		
9	美容所の名称(理容所と同一の場所で現に開設している場合)			
10	美容所の開設予定年月日(理容所と同一の場所で開設の届出がされている場合。同時に届出を行う場合を含む。)	年 月 日		
11	添付書類	(ア) 理容所の構造仕様書及び平面図に付近100メートル以内の見取り図 (イ) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。) (ウ) 管理理容師については、その資格を証する書類 (エ) 理容師については、免許証又は免許証明書の写し		

理容所開設届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇保健所長様

ご自宅の住所を記入してください。
(法人の場合は、所在地)

住 所 (法人にあっては、所在地)

営業者

〇〇市〇〇町

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

長崎 太郎

次のとおり開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

1	理容所の名称	〇〇理容室	電話番号	〇〇 〇〇〇〇	
2	理容所所在地	市〇〇町			
3	管理理容師	氏名	長崎 太郎	免許番号又は登録番号	第〇〇〇〇〇号
	この欄は、理容師を2名以上置く場合のみ、その管理理容師の氏名等を記載してください。				
4	理容所の構造設備概要	別紙のとおり			
5	管理理容師	氏名	長崎 一郎	免許番号又は登録番号	第 号
	以外の理容師	氏名		免許番号又は登録番号	
6	従業者 (理容師を除く)	氏名		氏名	
		氏名		氏名	
7	施行規則第19条第1項第6号該当の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	(医師の診断書を添付すること。)		
8	開設予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日			
9	美容所の名称(理容所と同一の場所で現に開設している場合)				
10	美容所の開設予定年月日(理容所と同一の場所で開設の届出がされている場合。同時に届出を行う場合を含む。)			年	月 日
11	添付書類	(ア) 理容所の構造仕様書及び平面図に付近100メートル以内の見取り図 (イ) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。) (ウ) 管理理容師については、その資格を証する書類 (エ) 理容師については、免許証又は免許証明書の写し			

理容所開設届出事項変更届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法人の場合は、所在地)

営 業 者

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次のとおり理容所開設届出事項を変更しましたので、理容師法第11条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

理容所の名称		電話番号		
理容所所在地				
変 更 事 項	従 事 者	氏 名	資 格 の 別	採用・退職の別
			免許有、免許無	採用 年 月 日 ・ 退職 年 月 日
			免許有、免許無	採用 年 月 日 ・ 退職 年 月 日
			免許有、免許無	採用 年 月 日 ・ 退職 年 月 日
	1 構造変更 2 氏名変更 3 代表者変更 4 名称変更 5 住所変更 6 法人名変更 7 管理理容師変更 8 ()			
	変 更 前		変 更 後	
	変更年月日	年 月 日		
添 付 書 類	1 構造設備を変更する場合は、その新旧図面 2 新しい管理理容師を採用する場合は、管理理容師の資格を証する書類 3 施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものである場合は、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書 4 理容師については、免許証又は免許証明書の写し			

理容所廃止届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法 人 に あ っ て は 、 所 在 地)

営 業 者

氏 名 (法 人 に あ っ て は 、 名 称 及
び 代 表 者 氏 名)

次 の と お り 理 容 所 を 廃 止 し た の で 、 理 容 師 法 第 1 1 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、
検 査 確 認 済 証 を 添 え て 届 け 出 ます 。

理 容 所 の 名 称	
理 容 所 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

理容所承継（相続）届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者 氏名

次のとおり相続により開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者	住所			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	被相続人との続柄	
被相続人	氏名			
	住所			
相続開始の年月日				
理容所	名称		電話番号	
	所在地			
添付書類	<p>1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p>			

理容所承継 (合併) 届出書

年 月 日

保健所長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり合併により開設者の地位を承継しましたので、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者氏名			
合併により消滅した法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者氏名	年	月	日
合併の年月日				
理容所	名 称		電話番号	
	所在地			
添付書類	合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本			

理容所承継 (分割) 届出書

年 月 日

保健所長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり合併により開設者の地位を承継しましたので、理容師法第 1 1 条の 3 第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
分割前 の法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名	年	月	日
分割の年月日				
理容所	名 称		電話番号	
	所 在 地			
添付書類	分割により承継された法人の登記簿謄本			

理容業休業届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法人にあっては、所在地)

営業者

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

次のとおり長崎県理容に関する規則第11条の規定により届け出ます。

理容所の名称	
理容所所在地	
休業理由	
休業期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

理容業復業届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法人にあつては、所在地)

営業者

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者氏名)

次のとおり長崎県理容に関する規則第 1 1 条の規定により届け出ます。

理容所の名称	
理容所所在地	
復業年月日	年 月 日

美容所開設届

年 月 日

保 健 所 長 様

営業者 住 所 （法人の場合は、所在地）
 氏 名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）

次のとおり開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

1 美容所の名称		電話番号	
2 美容所所在地			
3 管理美容師	氏 名		免許番号又は登録番号
	住 所		
4 美容所の構造設備概要			
5 管理美容師以外の美容師	氏 名		免許番号又は登録番号
	氏 名		免許番号又は登録番号
6 従業者 (美容師を除く。)	氏 名		氏 名
	氏 名		氏 名
7 施行規則第19条第1項第6号該当の有無	有 無	(医師の診断書を添付すること。)	
8 開設予定年月日	年 月 日		
9 理容所の名称(美容所と同一の場所で現に開設している場合)			
10 理容所の開設予定年月日(美容所と同一の場所で開設の届出がされている場合。同時に届出を行う場合を含む。)	年 月 日		
11 添付書類	(ア) 美容所の構造仕様書及び平面図に付近100メートル以内の見取り図 (イ) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。) (ウ) 管理美容師については、その資格を証する書類 (エ) 美容師については、免許証又は免許証明書の写し		

美容所開設届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇保健所長様

ご自宅の住所を記入してください。
(法人の場合は、所在地)

住所(法人にあっては、所在地)
営業者
〇〇市〇〇町
氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
長崎 花子

次のとおり開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

1	美容所の名称	〇〇美容室	電話番号	〇〇 〇〇〇〇
2	美容所所在地	市〇〇町		
3	管理美容師	氏名	長崎 花子	免許番号又は登録番号
	この欄は、美容師を2名以上置く場合のみ、その管理美容師の氏名等を記載してください。			
4	理容所の構造設備概要	別紙のとおり		
5	管理美容師	氏名	長崎 一郎	免許番号又は登録番号
	以外の理容師	氏名		免許番号又は登録番号
6	従業者 (美容師を除く)	氏名		氏名
		氏名		氏名
7	施行規則第19条第1項第6号該当の有無	有 無	(医師の診断書を添付すること。)	
8	開設予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
9	理容所の名称(美容所と同一の場所で現に開設している場合)			
10	理容所の開設予定年月日(美容所と同一の場所で開設の届出がされている場合。同時に届出を行う場合を含む。)	年 月 日		
11	添付書類	(ア) 美容所の構造仕様書及び平面図に付近100メートル以内の見取り図 (イ) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。) (ウ) 管理美容師については、その資格を証する書類 (エ) 美容師については、免許証又は免許証明書の写し		

美容所廃止届

年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住 所 (法人にあっては、所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表者氏名)

次のとおり美容所を廃止しましたので、美容師法第 11 条第 2 項の規定により、
検査確認済証を添えて届け出ます。

美容所の名称	
美容所所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

美容所承継（相続）届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者 氏 名

次のとおり相続により開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届 出 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	被相続人との続柄	
被 相 続 人	氏 名			
	住 所			
相 続 開 始 の 年 月 日				
美 容 所	名 称		電話番号	
	所 在 地			
添 付 書 類	1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書			

美容所承継 (合併) 届出書

年 月 日

保健所長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり合併により開設者の地位を承継しましたので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届 出 書	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
合併によ り消滅し た法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名	年	月	日
合 併 の 年 月 日				
美 容 所	名 称		電話番号	
	所 在 地			
添 付 書 類	合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本			

美容所承継 (分割) 届出書

年 月 日

保健所長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり分割により開設者の地位を承継しましたので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届 出 書	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名			
分 割 前 人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 氏 名	年	月	日
分 割 の 年 月 日				
美 容 所	名 称		電話番号	
	所 在 地			
添 付 書 類	分割により承継された法人の登記簿謄本			

美容業休業届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法人にあつては、所在地)
営業者

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者氏名)

次のとおり長崎県美容に関する規則第11条の規定により届け出ます。

美容所の名称	
美容所所在地	
休業理由	
休業期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

美容業復業届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法人にあつては、所在地)
営業者

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者氏名)

次のとおり長崎県美容に関する規則第 1 1 条の規定により届け出ます。

美容所の名称	
美容所所在地	
復業年月日	年 月 日

〔理容・美容関係届用〕

診 断 書

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平 年 月 日生

上記の者は、結核、皮膚疾患その他伝染性疾病でないことを診断しました。

年 月 日

所 在 地 _____

名 称 _____

医師の氏名 _____

年 月 日

検査確認済証明書交付申請書

保健所長 様

下記により、(理容所・美容所・クリーニング所)検査確認済証の交付を申請
します。

住所 (法人にあっては、所在地)

営業者

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

記

1. 住 所

2. 氏 名

3. 営業所の名称
並びに所在地

4. 検査確認年月日

5. 申請の理由

申請手数料 400円 (県収入証紙)

紛失届

年 月 日

保健所長様

住所（法人にあっては、所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

次のとおり理容所開設検査確認済証を紛失したので届け出ます。

理容所の名称	
理容所所在地	
紛失の理由	
備考	

紛失届

年 月 日

保 健 所 長 様

住 所 (法 人 に あ っ て は 、 所 在 地)

届 出 者

氏 名 (法 人 に あ っ て は 、 名 称 及
び 代 表 者 氏 名)

次 の と お り 美 容 所 開 設 検 査 確 認 済 証 を 紛 失 し た の で 届 け 出 ます 。

美容所の名称	
美容所所在地	
紛失の理由	
備 考	